平成２２年（フ）第１０２号
大分市下郡北３丁目21番30号　グランドール田島Ｂ201
債務者　山口　健太
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１１７号
大分市大字永興120番地の３　ラポール三ケ田町705
債務者　大井真由子（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２００号
大分市大字三芳1290番地の１　リバーサイドにしのだい502
債務者　大塚　純子
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４８号
宮崎県延岡市北小路3847番地８
債務者　森本　雄三
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第７３号
神奈川県横須賀市佐原４丁目13番５―308号
債務者　松橋　雄子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第９５号
神奈川県横須賀市小矢部３丁目８番１号
債務者　杉崎　富二
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第９７号
神奈川県横須賀市浦郷町２丁目28番地
債務者　鈴木　昭子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第４５７号
名古屋市東区矢田南１丁目４番12号　芳雅荘101号
債務者　大宮　浩史
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６９号
広島県福山市三吉町５丁目１番30号　レオパレスソフィア103、旧住所広島県三原市本郷南６丁目10番８号
債務者　杉原　正秋
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３８２号
仙台市宮城野区萩野町１丁目17番地の10　ナヴィール萩２号館101
債務者　西塔　哲平
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２０３号
栃木県宇都宮市陽東３丁目24番34号
債務者　小山　勇樹
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２１０号
栃木県鹿沼市上殿町943番地１、前住所栃木県鹿沼市みなみ町８番地202　鹿沼ガス社宅
債務者　原　　弘司
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月28日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２４９号
栃木県宇都宮市陽東１丁目１番１号　峰アパート２号室、前住所栃木県宇都宮市簗瀬１丁目22番12号　グリーンビレッジやなせ203号室
債務者　北城　常一
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月28日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２５３号
栃木県足利市伊勢町２丁目14番地10
債務者　保木ゆき美
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月28日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２５４号
栃木県鹿沼市武子356番地12、前住所栃木県宇都宮市駒生町1693番地　メゾンドシャンテＢ―102
債務者　黒須　　学
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月28日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２５５号
栃木県那須烏山市旭２丁目９番21号
債務者　菊地　章記
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月28日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係